

建設業法に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり許可を取り消した。

平成30年12月18日

山梨県知事 後藤 斎

1 建設業の許可の全部を取り消したもの

商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業の種類		取消年月日	処分の原因となった事実
河口建築	河口勝義	西八代郡市川三郷町岩間1879-1	山梨県知事許可(般-27)第8169号	一般	建	H30.11.4	平成30年10月10日 付けで建設業を廃止した旨の届出があった
				特定	-		

2 建設業の許可の一部を取り消したもの

商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業の種類		取消年月日	処分の原因となった事実
なし				一般			
				特定			